

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
(前 略)		附 則 この規程は、平成29年5月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。	
別表第1 (第2条関係) (略)		別表第1 (第2条関係) (同 左)	
別表第2 (第3条第2項関係)		別表第2 (第3条第2項関係)	
事項	決裁者	事項	決裁者
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第9号及び第10号を除く。)、第4条及び第5条(第2号、第3号及び第5号から第7号までを除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第10号及び第11号を除く。)、第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事
(略)		(同 左)	
分掌規程第7条(第1号、第4号及び第5号に限る。)、第8条(第10号及び第11号に限る。)及び第9条に定める事項並びに男女共同参画に関する事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事	分掌規程第4条、第5条第22号、第7条(第1号、第4号及び第5号に限る。)、第8条(第10号及び第11号に限る。)及び第10条(第3号、第6号及び第8号から第10号までを除く。)に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事
(略)		(同 左)	
分掌規程第2条(第7号、第9号及び第10号に限る。)、第3条、第5条(第2号及び第5号から第7号までに限る。)及び第20条第4号に定める事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第2条(第7号、第10号及び第11号に限る。)、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第28条(第2号を除く。)に定める事項	法務・コンプライアンス担当の副学長
(略)		(同 左)	
分掌規程第5条第3号に定める事項	総務・労務・人事担当の理事又は法務・コンプライアンス担当の副学長		
分掌規程第10条第1号から第5号まで及び第7号に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事	分掌規程第10条第3号に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事
分掌規程第10条(第6号及び第8号から第10号までに限る。)に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事、学生・図書館担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事		
分掌規程第24条に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事	分掌規程第10条(第6号及び第8号から第10号までに限る。)	男女共同参画・国際・広報担当の理事

改 正 前		改 正 後	
	又は学生・図書館担当の理事	及び第24条に定める事項	又は学生・図書館担当の理事
(略)		(同 左)	
別表第3 (第4条関係) (略)		別表第3 (第4条関係) (同 左)	